



いわなし 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字清住258
☎ 0135-62-1011
FAX 0135-62-3465
メールアドレス
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



町民弓道大会（運動公園弓道場）

2009. 11
No.106

2会派の議員による一般質問 AEDの配置状況他	… 2P～6P
第3回定例会報告 子育て応援特別手当他	…………… 7P
審議した意見書	…………… 8P

一般質問

9月14日、2名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

政権交代時代の町政運営について

谷 口 雅 史 議員（公 明 党）

■質問■

第四十五回衆議院議員選挙で民主党が圧勝し、そのことは自治体運営にも、町民生活にも直接影響することになります。

今後、町政のかじ取りをどのように行っていくことをやられているのか、次の点について伺います。

一、町長は、政権交代という結果をどのように受け止めておられるのか。

二、全国知事会が行った各党のマーチエスト、特に地方分権改革に関する評価についての認識は。

三、今回の衆院選の争点になった地方分権、道州制について、町長の地方自治の将来像への認識は。

■町長■
一、民主党への政権交代が行われるというこの現実を真摃に受け止めております。

四、新政権の税制の焦点である暫定税率の廃止、直轄事業負担金の廃止、また、公共事業の見直し・削減で高速道路の無料化の財源に充てるとする方向について。

二、全国知事会の首長が行つた一連の動きに関しては、地方へ十分な財源の移譲が推進されるという観点においては、基本的に歓迎できるものと考でております。

五、社会保障分野における、市町村単位の国保を都道府県単位に再編し、後期高齢者医療制度との一体化、また、子ども手当の創設について。

六、産業分野での看板政策として、農業での「個別所得補償制度」「日本米FTAの締結交渉を促進」があるが、本町の農業への影響について。

三、現在、役場、老人施設、キヤンプ場、文化センターおよび各小中学校に合わせて十台を設置しております。設置に係る財政支援や助成の有無などを勘案しながら、今後とも、施設の選定について十分検討してまいります。

四、五、六、今後の新内閣の動き、さらには政策の具体的な中身などについて十分に注視しながら、町政運営に取り組んでまいります。

一、主要公共施設への配備計画・配置の状況は。

二、AEDの設置基準が設けられているわけではありませんが、救命の

AEDの配置状況は



■質問■

先日、公明党が推進したAEDなどワクターへりで一命を取り留めた小学生女児の報道がありました。

二、民間機関の普及促進や啓発運動の状況は。

北大病院へ搬送され、直ちに脳の損傷を防ぐための脳低温療法などの処置を受けたことが奏功し、翌日、無事に意識を取り戻しました。

一、現在、役場、老人福祉センター、たら丸館、キヤンプ場、文化センターおよび各小中学校に合わせて十台を設置しております。設置に係る財政支援や助成の有無などを勘案しながら、今後とも、施設の選定について十分検討してまいります。

■町長■

以前、斎藤議員より質問がされたところでありますが、今現在の本町の状況を伺います。

一、主要公共施設への配備計画・配置の状況は。

二、AEDの設置基準が設けられているわけではありませんが、救命の

現場に居合わせた町民の皆様が、迅速にAEDを使用することで救命率の向上が期待されることは、大変重要であると考えています。

要援護者の避難支援対策の公表

■質問■

総務省消防庁では、全国千八百市区町村を対象にした災害時要援護者の避難支援対策への取り組み状況の調査結果を公表しました。

消防庁は全市町村に対して二〇一〇年三月までのプラン策定を求めており、本町は策定中と伺っています。

今月の町広報で、災害時要援護者避難支援の紹介がありました。

私は町、消防、警察などが総力を挙げての救助計画が必要と思います。

そこで 同います。

一、個人情報はどのよ

三、町におけるAED

は、岩内消防署が開催する普通救命講習会等の中で実施しており、町内の開催回数および受講者の状況は、平成十九年度は十二回、二百三十六人、平成二十年度は八回、百

二人となっています。

今後においても、岩内消防署など関係機関が開催する普通救命講習会等

を受講していただくよう、広く町民の皆様に広報、防災行政無線等により周知してまいります。

■質問■

うになるのか。

二、町の災害時要援護者避難支援計画の現在の進ちょく状況は。

三、関係団体、町内会などへの周知計画の予定は。

四、町の今後の計画の進め方は。

二、岩内町災害時要援護者避難支援プランの全体計画策定を終え、現在は個別計画整備のための要援護者避難支援システム導入を進めています。

三、関係団体に働きかけながら、地域連携による避難支援体制を構築していくたいと考えています。

四、個別計画の整備に努めるとともに、地域共助による仕組みづくりを目指し、地域支援者発掘や自主防災組織育成などを協力を関係団体などに働きかけながら、地域における安全・安心確保に努めてまいります。

医療機関への連携強化による救急医療への取り組みについて

■質問■

町民の皆さんのが安心・

安全に暮らすため、地域医療の充実として救急患者の受け入れ拒否を防

ぎ、一刻も早い診断・診

療が可能となるような、

救急体制の整備が求めら

れてあります。

公明党はこれまでに、

二十四時間・三百六十五

日受け入れ可能な救急体

制の構築と、救急医療の

質向上の取り組みを強力

に推進してきました。

今回の消防法改正に伴

い、町としてもさらなる

救急医療の充実に向け、

積極的な取り組みが重要

になると考えられます。

そこで、三次救急医療

への迅速な搬送システム

のさらなる充実による、

町民の皆さんへの救急医

療の安心・安全の支援が

必要だと思います。

町長のご所見を伺いま

す。また、今後どのように対処していくのかお

伺いたしました。

私は町個人情報保護条

例の規定により本人の同

意を得たうえで情報提供

するよう、現在、広報紙

などで同意いただける方の呼びかけを行っています。

一、個人情報はどのよ

クターヘリを有する救命救急の拠点病院などと

を、通信回線で接続する遠隔診療画像ネットワー

クの基盤整備について、本

町が国に事業申請し、本

年度の実施に向けて内示

を得ています。

この遠隔診療画像ネットワークの基盤整備について、本

町長 ■

救急医療については、

患者搬送と救急診療がよ

り緊密な関連性を保ち、

関係機関の協働体制が図られ

てこそ、救命救急医療の

充実が実現されるものと

考えていました。

本町において、緊急を

要する患者の受け入れをす

る医療機関については、

概ね岩内協会病院にその

役割を担つていただいて

おります。

しかし、平成十八年度

以降、医師不足が原因と

なり、様々な課題を抱え、

岩内古宇郡医師会から夜

間当直勤務等の協力もい

ただきながら、現在の救

急体制を維持していただき

ているところです。

医師不足を補完し、救

急医療および地域の医療

体制の充実強化を図る手

法のひとつとして、岩内

協会病院と道内で唯一

3

町長の行政執行姿勢について

大石美雪議員（日本共産党議員団）

■質問■

町長は、町民の立場に立ち、その利益を守ることが求められていますが、以下についてお尋ねします。

一、木田金次郎美術館の版画損傷の修復に全額税金をあてたにもかかわらず、その担当者、管理責任者の処罰を町民に公示しない姿勢は、町民の理解を得られないと思いますが、どのように考えますか。

二、妊婦健診の十四回扶助を国は今年四月から実施しましたが、町は四月からの申請者のみを対象としました。

三月十六日付の国からの文書では、「以前に届出済みの者に対しても、別途受診券等の配布する等の対応を」となっています。町民への不利益を

施行した理由はどこにありますか。

三、危険がさらに増す プルサーマル計画の実施にあたり、全町民の意見を求めて受け入れを決めたことは、未だ町民の理解を得てはいないと思いますが、どのように考えていますか。

四、就学援助について、町は、準要保護世帯には必要とする金額の九割支給としています。平成二十年度の不用額が約四千万円出ていることから、約百七十万円プラスして十割支給すべきではないですか。

■町長■

ついては、平成二十年十二月二十五日付で国から示された当初の「妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について」を根拠として、開始時期はあくまで市町村の決定であることにについて、北海道と見解の確認をし、平成二十一年四月一日を妊婦

意をしたところです。

職員の処分について

は、「岩内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」により毎年公表しており、懲戒処分である戒告、減給、停職、免職を対象に、それぞれ事由別に人数を公表しても、同様の状況です。

したがいまして、今回の処分は、条例に規定する公表の対象外となるものです。

三、プルサーマル計画については、「有識者検討会議」において、その安全性についてわかりやすく、丁寧に検討され、併行して「ご意見を伺う会」や意見募集を実施しました。

その中間報告後には、報告書のHP等での閲覧や公開シンポを行うなどして、住民への情報提供や意見交換を進めました。

二、妊婦健診の拡大について、平成二十年十二月二十五日付で国から示された当初の「妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について」を根拠として、開始時期はあくまで市町村の決定であることにについて、北海道と見解の確認をし、平成二十一年四月一日を妊婦

健康診査の拡大の開始時期と定め実施しました。

しかし、本年七月十三日付で北海道から新たな指針が示され、四月一日時点において妊婦であつた方々に対しても対象を拡大することとしたところです。

かつ、提言を重く受け止め、さらには、議会のご意向やご要望を十分に踏まえた上で、北電に対し、国のお安全審査を前提に了解する旨の回答をしたところです。

三、プルサーマル計画については、「有識者検討会議」において、その安全性についてわかりやすく、丁寧に検討され、併行して「ご意見を伺う会」や意見募集を実施しました。

今後も、計画の進捗状況をわかりやすく情報発信していくことが重要との考え方から、安全専門会議を設置し、より一層の住民理解に努める所存です。

二、妊婦健診の拡大について、平成二十年十二月二十五日付で国から示された当初の「妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について」を根拠として、開始時期はあくまで市町村の決定であることにについて、北海道と見解の確認をし、平成二十一年四月一日を妊婦

ました。
昨年の十二月十四日に「ウラン燃料を利用する場合と同様、安全性は確保される」との提言がなされた後は、概要版を戸に配布し、町民周知を図つてきました。

以上から、プルサーマル計画の住民理解は着実に進んでいると判断します。

しかし、就学援助認定

の世帯の状況には、それぞれ違いもあることから、個々の状況に応じ、保護者と就学相談を設定するなどの配慮をしながら対応し、すべての児童生徒の教育機会の均等を図るために、教育環境の整備や教育活動の円滑な推進に努めてまいります。



めてきたところであり、平成十九年度より、準要保護について、医療費は全額を、給食費は十一か月のうち十か月分を、その他の学用品等は九割を扶助するよう改正し、平成二十一年度においても、同様の基準により就学援助を実施しています。

しかし、就学援助認定の世帯の状況には、それぞれ違いもあることから、個々の状況に応じ、保護者と就学相談を設定するなどの配慮をしながら対応し、すべての児童生徒の教育機会の均等を図るために、教育環境の整備や教育活動の円滑な推進に努めてまいります。

三、就学相談について、平成二十一年度・二十一年度は何件ありましたか。

また、就学援助は準要保護世帯へは、約百七十万で十割支給が可能ですが、英断すべきではないですか。

就学相談について、平成二十一年度・二十一年度は何件ありましたか。

また、就学援助は準要保護世帯へは、約

百七十万で十割支給が可

能ですが、英断すべきではないですか。

各項目の調整を図り、学校現場の要望も聞きながら、事業の優先度など考慮しつつ、教育費全体の予算の中で、公平かつ効果的な執行となるよう努

めました。

の声があがっています。

第四期介護保険事業計画では、平成二十六年には六十五歳以上が四千四百十七名、高齢化率二十九・九%、要支援・要介護認定者九百四十三名で高齢者人口比で二十一・三%と推計しています。

こうした状況から、地域包括支援の強化と同時に、特別養護老人施設など三施設の入所者枠を広げる計画が望まれます

が、見通しはいかがですか。七、入所費用で食費や居住費が全額自己負担で、年金生活者はお金が続かないという声が寄せられてますが、対策が必要ではないですか。

八、国に療養病床の廃止・削減計画を白紙撤回するように声をあげているとの対応が求められていますが、どうですか。

■町長■

一、特別養護老人ホーム等介護施設の入所者と待機者は、本年九月十一日現在それぞれ、岩内町特別養護老人ホーム四十七人と六十六人、コミュニティホーム岩内百人と二十人、泊村特別養護老人ホームむつみ荘六十人と四十五人、神恵内ハイツ998、八十六人と三十人です。

なお、入所待機者の方々は、複数の施設に申し込まれていることが多いことから、待機者の実人員としては、これらより少ないものと考えています。

二、参酌標準は、第四期の介護保険サービス量を推計するうえで国が示した基準です。

内容は、要介護認定を受けられた方々のうち、要介護二から要介護五の方が施設サービスを利用される割合を平成二十六年度までに三十七%以下にしていく趣旨です。

介護施設利用者の各

施設ごとの要介護二以上の利用割合は、岩内町特別養護老人ホーム九十五・七%で、コム九十五・〇%、泊村特

別養護老人ホームむつみ荘八十六・六%、神恵内ハイツ998は九十七・七%と伺っています。

また、この参酌標準についても、地域の状況により施設利用者数などに違いが生じるもので、あくまで計画目標値でありペナルティー等の定めはありません。

五、岩内協会病院のベッド数は一般病床が九十六床、精神病床が五十四床、そして療養病床が九十床でそのすべてが医療型病床であり、介護型病床はありません。

六、包括支援の強化については、高齢者やその家族からの総合的な相談や介護予防教室の開催など、今後とも岩内町地域包括支援センターの活動と連携させた事業の展

開を図つてまいります。

八、現在の計画では、平成二十三年度までに療養病床のうち、医療型病床を廃止する予定となつ

ていますが、今後、国が可能数は、福祉施設で八成二十三年度までの整備未現在、管内における平成二十三年度までの整備可能数は、福祉施設で八

床、保健施設で十九床となっております。

施設の増床を図るためには、後志高齢者保健福祉圏域協議会での承認も必要となることから、現状としては極めて難しいものと考えています。

七、食費・居住費は、平成十七年度以前は介護保険の給付の対象となっていましたが、平成十八年度における介護保険法の改正により、自己負担となつたものです。

二、第四期介護保険事業計画で、参酌基準は三十七%以下で、国からのペナルティーはないとしていますが、介護施設の利用割合は、このまま推移するとお考えですか。

三、施設の増床は厳しいとのことです、居住の基準に合わせた場合、この施設の利用者はどうなりますか。

法改正にあたって、低所得者に対しては、申請により軽減となる制度があり、現状においては、介護施設利用者の九十五%以上の方々が、この軽減制度を活用してい

ます。

八、現在の計画では、平成二十三年度までに療養病床のうち、医療型病床を廃止する予定となつ

ていますが、今後、国が可能数は、福祉施設で八

床、保健施設で十九床となております。

施設であり、各施設における利用者のうち、要介護二から五までの方々の割合は、概ね現状どおりに推移するものと考えています。

■町長■

一、介護施設等の入所者の推移は、基本的に要介護認定者が利用される施設であり、各施設における利用者のうち、要介護二から五までの方々の割合は、概ね現状どおりに推移するものと考えています。

二、三十七%の国における参酌標準は、要介護認定を受けられた方々のうち、要介護二から五の方々が施設サービス等を利用される割合を示すものです。

現在、岩内町の利用割合は二十九%となつてお

り、三十七%を下回っている状況です。

三、国・北海道の施設整備計画の中で整備が進められるものであり、次の第五期介護保険事業計画以降、施設利用者の動向も見極めた中で検討し

ます。

三、国・北海道の施設整備計画の中で整備が進められるものであり、次の第五期介護保険事業計画以降、施設利用者の動向も見極めた中で検討し

定例会報告

子育て応援特別手当 約1,200万円決まる!!

平成二十一年度各会計決算等を審議する第三回定例会は、九月一日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案調査のため、休会に入りました。

七日・八日には決算特別委員会により決算審査を行い、九月十四日に議会を開き、各会派の代表である一名の議員による一般質問を行いました。引き続いて議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、九月十七日閉会しました。

審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

《予 算》

○平成二十一年度一般会計補正予算

子育て応援特別手当約千二百二十万円、新公会計システム導入業務委託料約八百三十四万円、遠隔診療画像ネットワークシステム導入業務委託料一億円などを補正しました。

○平成二十一年度国民健康保険特別会計
補正予算

療養給付費等交付金超過交付返納金約八百六十三万円、出産育児一時金六十万円などを補正しました。

《決 算》

○平成二十一年度老人保健特別会計補正予算

超過交付国庫負担金償還金約千八百三十万円などを補正しました。

○平成二十一年度介護保険特別会計補正予算

保健事業勘定では、介護給付費支払基金交付金超過交付償還金約六百十二万円などを補正しました。

○平成二十一年度各会計歳入歳出決算認定

平成二十一年度各会計歳入歳出決算を認定しました。

《条例改正》

○国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定

地方税法等の一部改正に伴い、介護納付金賦課限度額及び上場株式等に関する保険税の課税の特例等についての改正を行いました。また、出産育児一時金の支給額を三十九万円に改正しました。

《その他の事》

○損害賠償の額の決定

町道における身体事故による損害賠償額約四十二万円を決定しました。

《人 事》

○教育委員会委員の任命に同意

表芳弘氏の任命に同意しました。

○監査委員の選任に同意

佐藤幸治氏の選任に同意しました。

○人権擁護委員候補者の推せんに同意

石岡さおり氏の推薦に同意しました。

審議した意見書

議会を傍聴して
みませんか

編集後記

「議会だより百六号」をお届けいたします。第三回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になつて、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴してください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

弓道大会を取材しました。弓道は、的に当てようとするものではなく、正しく射ると、自ずと的に当たるとのこと。正しい礼儀作法や構え方、精神などが必要となるそうです。日先の的にとらわれず、自らの内面を見つめる姿勢に、日本文化の奥深さを感じました。

- 道路の整備に関する意見書
- 所得税法第五十六条の廃止を求める意見書
- 後志地域の実情等に配慮した道路整備に関する意見書
- 大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書
- 衆院選比例代表定数削減に反対する意見書



なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があれば差し上げますので、お気軽にご連絡してください。

(議会運営委員会)